

令和3年度呉市会計年度任用職員（事務補助等） 募集案内

令和3年度から会計年度任用職員として市役所で勤務していただける方を次のとおり募集します。

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

申込みができない場合

次のいずれかに該当する場合は申し込みができません

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

採用までの流れ

1. 「令和3年度 呉市会計年度任用職員（事務補助等）任用申込書」を呉市総務部人事課に提出します。（随時）
2. 提出された申込書は、会計年度任用職員台帳に登録されます。
3. 各職場において、人材が必要となった場合に、面接等のご連絡をします。
4. 各職場において、面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
5. 採用となった場合、会計年度任用職員として任用されます。

【留意事項】

- ・登録していただいても、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由により、登録期間中に連絡がない場合があります。
- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・この登録者の中から選考するほか、別途、個別にホームページやハローワーク等により直接募集することもあります。

申込方法

別紙の「令和3年度 呉市会計年度任用職員（事務補助等）任用申込書」を呉市総務部人事課に提出してください。郵送でも、直接持参でも結構です。募集期間はなく随時募集を受付しています。

提出先：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所総務部人事課（本庁舎4階）
電話：0823-25-3292（直通）

勤務条件等

任用根拠	・地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	・一般事務補助や資格免許を有する職（保健師、保育士など）等
報酬	<p>・職種によって異なります。（時給換算で922円から）</p> <p>【参考】一般事務（補助）で週30時間勤務した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額：約13万円 ・期末手当：年間約32万円（初年度は約21万円） ・年収：約184万円（初年度は約170万円） <p>※令和3年4月1日から1年間勤務した場合の金額です。</p> <p>※本市職員としての経験に応じて、加算があります。</p> <p>※一定の要件を満たす場合、通勤手当及び期末手当があります。</p>
勤務時間	<p>・職種や勤務場所によって異なります。</p> <p>【代表的なもの（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週29時間又は週30時間の勤務時間として原則、月曜日から金曜日までの5日間のうち1日7時間45分以内（始業時間8時30分から終業時間17時15分の間で12時から13時までの休憩1時間を除く）の時間で週4日又は5日勤務として勤務時間を割振りします。
休日	<p>・原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）</p> <p>※勤務場所などによって異なる場合がありますので面接時にご確認ください。</p>
休暇	・年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	・市役所本庁舎、各市民センター、各事業所等
任用期間	<p>・1ヶ月以上1年以内（任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間内で定める期間）</p> <p>※令和3年4月以降、順次採用されます。</p> <p>※所属によって異なりますので面接時にご確認ください。</p> <p>※勤務成績が良好な場合は再度任用することがあります。</p>
試用期間	・1月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	<p>・健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等</p> <p>※一定の要件を満たす場合に加入します。</p>
服務	<p>・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されますが、服務の規定のうち、営利企業への従事（兼業）の制限は適用されませんので、兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合等を除いては、兼業を行うことができます。</p>

その他

- 職員台帳への登録完了については、特にお知らせいたしませんので、ご了承ください。
- 台帳登録の有効期間は申込日から任用の対象となる年度の末日（3月31日）となります。（令和3年度の申込みの場合は令和4年3月31日が有効期間となります。）
- ご提出いただいた登録用紙は、個人情報として厳正に取り扱います。
※申請後の申込書については、返却いたしませんので、ご了承ください。